

福井医療大学学納金納付規程

(目的)

第1条 この規程は、福井医療大学学則(以下「学則」という。)第42条から第46条の規定及び福井医療大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第40条から第44条の規定に定める学納金、入学辞退者の学納金取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程による「学納金」とは、入学検定料・入学金・授業料・実験実習費・施設整備費をいう。

(学納金の金額)

第3条 学部の学納金の金額は、次の表のとおりとする。

	推薦入試	社会人入試	一般入試	大学入学共通テスト 利用入試
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	15,000円

	リハビリテーション学科				看護学科
	理学療法学専攻		作業療法学専攻	言語聴覚学専攻	
		アスレティック トレーナー 併修コース			
入 学 金	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円

	リハビリテーション学科				看護学科
	理学療法学専攻		作業療法学専攻	言語聴覚学専攻	
		アスレティック トレーナー 併修コース			
授 業 料	900,000円	1,000,000円	900,000円	900,000円	600,000円
実験実習費	200,000円	300,000円	200,000円	150,000円	100,000円
施設整備費	200,000円	300,000円	200,000円	200,000円	200,000円
合 計	1,300,000円	1,600,000円	1,300,000円	1,250,000円	900,000円

2 研究科の学納金の金額は、次の表のとおりとする。

	推薦入試	一般入試
入学検定料	30,000円	30,000円

	保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士前期課程
入 学 金	200,000円

	保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程
入 学 金	200,000円

	保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士前期課程
授 業 料	600,000円

	保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程
授 業 料	600,000円

- 3 ただし、学則第29条及び大学院学則第27条に規定される原級留置の措置を適用された者が、不足した単位を履修する場合は、履修登録に基づき授業科目の単位数に応じて、授業料を以下のとおり徴収する。

[授業料]

15時間の授業をもって1単位とする講義及び演習科目	10,000円
30時間の授業をもって1単位とする講義及び演習科目	20,000円
45時間の授業をもって1単位とする講義及び演習科目	30,000円

[実験実習費]

臨床(臨地)実習科目を履修登録した場合は、規定の実験実習費を徴収する。

(入学検定料)

第4条 本学に入学を志願する者は、所定の入学検定料を出願の際に納付しなければならない。

(入学金の納付)

第5条 入学を許可された者は、所定の入学金を指定する入学手続期間までに納付しなければならない。

(授業料・実験実習費・施設整備費の納付)

第6条 各学期における、授業料・実験実習費・施設整備費(以下「授業料等」という。)は、次のとおり納付しなければならない。納付期間の初日が土・日・祝日の場合は、その翌日を納付開始日とする。

(前期) 4月1日から4月20日まで (後期) 10月1日から10月20日まで

- 2 ただし、入学者の授業料等の納付期間は、当該年度「募集要項」及び「入学手続要項」にて告知する。

(延納)

第7条 学長は、次のいずれかに該当する者に対し、授業料等の延納を許可することがある。

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料等を納付することが困難であると認められる場合
- (2) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料等を納付することが困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料等を納付することが困難であると認められる場合

2 前項の規程より授業料等の延納許可を受けよとする者は、前条に定める納付期限1週間前までに「学納金延納願」をもって申請しなければならない。ただし、延納期限は納付期限の2ヶ月以内とする。

(未納者の措置)

第8条 授業料等の納付を滞納した者には、文書で催促を行い、なお納付しない時は、定期試験の受験資格を失い、さらに学則第35条及び大学院学則第33条により除籍とする。

(休学者の授業料等の納付)

第9条 休学者の授業料等については、次の各号のとおりとする。

- (1) 休学期間中の授業料等は徴収しない。
- (2) 各期の途中において休学又は復学する場合は、休学又は復学した日の属する期分の授業料等を納付しなければならない。

(退学者の学納金)

第10条 学納金を既に納付した者が、学期途中で退学する場合、学納金を返金することはできない。

(学納金の減免特例措置)

第11条 本学に在籍する者が、次の各号に該当し、かつ他の学納金減免措置(日本学生支援機構 給付奨学金を除く)を受けていない場合、学納金の全部又は一部を免除する。

- (1) 経済的に修学が困難な者に対して、別に定める規程により、入学金及び授業料の全部又は一部を免除する。
- (2) 生計を同一とする家族が二人以上在籍する期間、二人目以降の者に対して、入学金及び休学期間中を除き重複し在籍している期間の施設整備費の全額を免除する。
- (3) 天災・地変その他の災害により、主たる学費支弁者の死亡、家屋の全壊(半壊)または全焼(半焼)した場合、学納金の全部又は一部を免除する。
- (4) 新田塚医療福祉センター職員同居家族かつ3親等以内(別居兄弟含む)が在籍する期間、入学金および授業料の一部を免除する。

(入学辞退者の学納金の取扱い)

第12条 本学入学試験に合格し、所定の期間に入学手続きを完了した後、入学を辞退した場合の一旦納入された学納金の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 入学検定料は、入学試験欠席者を含め、如何なる理由に関わらず返還しない。
 - (2) 入学金は、一般入試・大学入学共通テスト利用入試を受験しての入学手続き完了者については、本人の申請により返還に応じる。
 - (3) 授業料等は、推薦入試・社会人入試・一般入試・大学入学共通テスト利用入試を受験しての入学手続き完了者については、本人の申請により返還に応じる。
- 2 返還の手続きに関する方法、期限等については、当該年度「募集要項」及び「入学手続要項」にて告知する。

附 則

附則1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則2 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附則3 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附則4 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

